

平成 17 年 8 月 26 日

各 位

株式会社東京三菱銀行

内部管理体制の充実・強化に関する業務改善命令について

当行に勤務していた派遣社員がお客さまの預金を着服するという不祥事件の発生に関して、本日、金融庁より業務改善命令を受けました。

今回の不祥事件の発生およびそれに伴う業務改善命令を厳粛に受け止め、深く反省いたしますとともに、心よりお詫び申し上げます。

今後、派遣社員の管理を含めた内部管理体制の一層の充実・強化を図り、このような事態が発生しないよう努めてまいります。

記

1. 業務改善命令の主な内容

(1) 法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。

ア. 法令等遵守（コンプライアンス）に取り組む経営姿勢の明確化

イ. 抜本的な不祥事件再発防止策の策定による全行的な法令等遵守態勢の確立（営業店における日常的な相互牽制機能及び子会社等の管理態勢の強化を含む）

ウ. 内部監査機能の実効性確保

(2) 上記（ 1 ）に関する業務改善計画を平成 17 年 9 月 26 日までに提出し、直ちに実行すること。

(3) 上記（ 2 ）の実行後、当該業務改善計画の実施完了までの間、その進捗・実施状況等を 3 ヶ月ごとに報告すること。

2. 今後の対応

今回命令を受けた内容等を踏まえて策定する改善策を着実に実施することなどにより、内部管理体制の充実・強化を図ってまいります。

以 上

照会先：広報室 03-3240-2950